

2020年6月10日
日本生命保険相互会社

保険料払い込み期間の延長に関する追加措置について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

日本生命保険相互会社（社長：清水博、以下「当社」）では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客様に対し、保険料の払い込みに関する期間の延長を実施していますが、下記のとおり、追加の取り扱いを実施いたします。

記

- 現在、お客様からのお申し出により、2020年3月16日から、保険料の払い込みに関する期間を最長6カ月間（2020年9月30日まで）延長する特別取り扱いを行っています。
- 延長期間経過後も保障を継続するためには、延長期間分の保険料（払込猶予保険料）全額を延長期間満了日（2020年9月30日）までに払い込みいただく必要がありますが、今般、このようなご契約に対し追加措置を実施いたします。
- 具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響により、延長期間満了日（2020年9月30日）までに保険料全額の払い込みが困難な場合、お申し出をいただいたお客様は、9月30日までの払込猶予保険料を当社所定の方法により2021年4月30日までに支払うことを可能とします（※）。

※当取り扱いは、2020年9月30日まで保険料の払い込みに関する期間の延長を行ったご契約を対象に実施いたします。具体的な取り扱いは7月上旬より順次、当社から別途ご案内させていただきます予定です。

<お問い合わせ先>

ニッセイコールセンター

電話番号：0120-201-021（通話料無料）

受付時間：月～土曜日／9：00～17：00（祝日、12／31～1／3を除く）

以 上